

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-238931
(P2004-238931A)

(43) 公開日 平成16年8月26日(2004.8.26)

| | | |
|----------------------------|--------------|-------------|
| (51) Int. Cl. ⁷ | F I | テーマコード (参考) |
| E 06 B 1/56 | E O 6 B 1/56 | 2 E O 1 1 |
| E 06 B 1/62 | E O 6 B 1/62 | 2 E O 1 4 |
| E 06 B 3/46 | E O 6 B 3/46 | |

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 14 頁)

| | | | |
|-----------|----------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2003-29512 (P2003-29512) | (71) 出願人 | 000114086 ミサワホーム株式会社 東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 |
| (22) 出願日 | 平成15年2月6日(2003.2.6) | (74) 代理人 | 100079083 弁理士 木下 實三 |
| | | (74) 代理人 | 100094075 弁理士 中山 寛二 |
| | | (74) 代理人 | 100106390 弁理士 石崎 剛 |
| | | (72) 発明者 | 谷口 純 東京都杉並区高井戸東2丁目4番5号 ミサワホーム株式会社内 |
| | | Fターム(参考) | 2E011 KC02 KC03 KC09 KD12 KF01 KH01 LB02 LD07 LD08 LE04 LF01 LF06 MA01 |

最終頁に続く

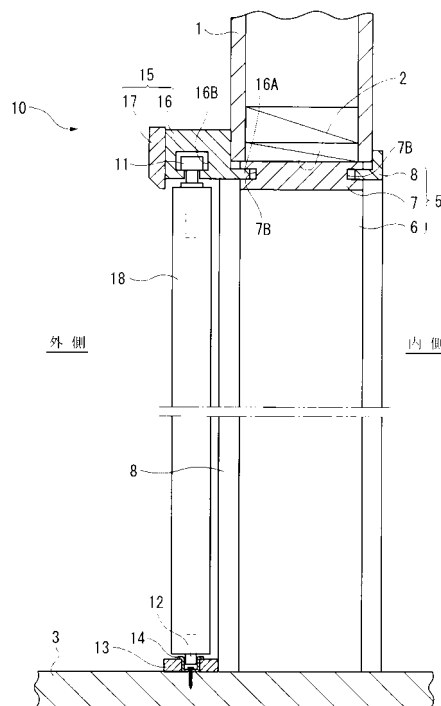
(54) 【発明の名称】 建物の引き戸枠

(57) 【要約】

【課題】 引き戸を設ける際、位置決めが容易となるとともに、壁への釘打ち等の取り付け作業が不要となる建物の引き戸枠を提供する。

【解決手段】 建物の壁 1 にあけられた開口部 2 が、左右の縦枠 6 およびこれらの縦枠 6 の上端間にわたる上枠 7 を含み形成される開口部枠 5 で被われ、壁 1 の外側に配置され、開口部 2 の幅より広い幅に形成された引き戸用上枠 15 を、その突出部 16 A を開口部枠 5 の上枠 7 側面に形成された水平溝 7 B に嵌合して固定する。引き戸用上枠 15 には引き戸 16 が開閉自在に設けられている。そのため、開口部枠の上枠側面の水平溝に突出部を嵌合させるだけで引き戸用上枠を固定できるので、水平度や上下方向の位置等をその都度確かめる必要がなくて引き戸用上枠の位置決めが容易である。

【選択図】 図 3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

建物の壁にあげられた開口部に対応して設けられた建物の引き戸枠であって、前記開口部の縁部を被う左右の縦枠およびそれらの縦枠の上端間にわたって設けられた上枠を含み形成される開口部枠と、前記壁の外側に設けられるとともに前記開口部の幅より広い幅に形成され前記開口部枠側の一側面に突出部を有する引き戸用上枠と、を備え、この引き戸用上枠には開閉自在に引き戸が設けられるとともに、前記引き戸用上枠は、前記開口部枠の上枠側面に形成された水平溝に前記突出部を嵌合して固定されていることを特徴とする建物の引き戸枠。

10

【請求項 2】

請求項 1 記載の建物の引き戸枠において、前記開口部枠における左右の縦枠の壁面側側面には縦溝が形成され、これらの縦溝には前記引き戸と開口部との間に設けられる額縁部材が嵌合されていることを特徴とする建物の引き戸枠。

【請求項 3】

請求項 1 記載の建物の引き戸枠において、前記開口部枠における左右の縦枠の壁面側側面には縦溝が形成され、これらの縦溝のうち前記引き戸側の縦溝の一つには、前記引き戸の所定以上の移動を防止するストッパ部材が嵌合され、このストッパ部材は、前記引き戸の開閉方向端面が当接する戸当たり部を有するとともに、引き戸より外側に突出していることを特徴とする建物の引き戸枠。

20

【請求項 4】

請求項 1 ないし請求項 3 のいずれかに記載の建物の引き戸枠において、前記引き戸用上枠には前記引き戸を吊り下げ支持する吊り部材が組み込まれていることを特徴とする建物の引き戸枠。

【請求項 5】

請求項 1 ないし請求項 4 のいずれかに記載の建物の引き戸枠において、前記引き戸は、前記開口部の幅より広い幅寸法に形成され、その幅方向両端は前記開口部の両側の壁面に被さることを特徴とする建物の引き戸枠。

【発明の詳細な説明】

30

【0001】**【発明の属する技術分野】**

本発明は、建物の引き戸枠に係り、詳しくは、新築またはリフォームで間取りの変更をする際に、建物の開口部に引き戸を設置するための建物の引き戸枠に関する。

【0002】**【背景技術】**

住宅等の建物においては広く開口部が設けられている。そして、このような開口部には、目地付の開口部枠と、その目地に嵌合する額縁材との組み合わせで構成される建具枠材が設けられることが多い。これらの開口部および建具枠材は、部品の組み合わせにより、寸法の誤差や、壁の厚みや、ドアの幅の変化に対応する調整機能を有している。

40

以上の開口部および建具枠材は開き戸用として用いられることが多いが、住宅を新築する際、また、リフォームで間取りの変更をする際、引き戸の設置を希望する場合もある。引き戸の設置例として、開口の上下にレールを設け、引き戸をスライドさせる専用の構造のものが知られている（特許文献 1）。

【0003】**【特許文献 1】**

特開 2002 - 161666 号公報

【0004】**【発明が解決しようとする課題】**

しかし、前記特許文献 1 の引き戸は、壁の開口の上下にレールを設け、両レール間にスラ

50

イド扉を設ける構造であり、開口の建具枠材とはまったく別部材を使用することになる。そのため、上下のレールを取り付ける際、平行度を出しながらの作業となり、位置決めが困難である。

また、上部のレールを設けるために壁に釘打ちするなど、壁への取り付け作業が必要となる。

【0005】

本発明の目的は、引き戸を設ける際、位置決めが容易となるとともに、壁への釘打ち等の取り付け作業が不要となる建物の引き戸枠を提供することにある。

【0006】

【課題を解決するための手段】

請求項1に記載の発明は、図面を参照して説明すると、図3に示すように、建物の壁1にあけられた開口部2に対応して設けられた建物の引き戸枠10であって、前記開口部2の縁部を被う左右の縦枠6およびそれらの縦枠6の上端間にわたって設けられた上枠7を含み形成される開口部枠5と、前記壁1の外側に設けられるとともに前記開口部2の幅より広い幅に形成され前記開口部枠5側の一側面に突出部16Aを有する引き戸用上枠15と、を備え、この引き戸用上枠15には開閉自在に引き戸18が設けられるとともに、前記引き戸用上枠15は、前記開口部枠5の上枠7側面に形成された水平溝7Bに前記突出部16Aを嵌合して固定されていることを特徴とする建物の引き戸枠10である。

【0007】

このような本発明によれば、開口部枠の上枠側面の水平溝に突出部を嵌合させるだけで引き戸用上枠を固定できるので、水平度や上下方向の位置等をその都度確かめる必要がなく、引き戸用上枠の位置決めが容易である。

また、引き戸用上枠の突出部を水平溝に嵌合させ、かつ壁の外側に設けたので、壁に釘打ちするなど、壁への取り付け作業が不要となる。

【0008】

請求項2に記載の発明は、図2に示すように、請求項1記載の建物の引き戸枠において、前記開口部枠5における左右の縦枠6の壁面側側面には縦溝6Aが形成され、これらの縦溝6Aには前記引き戸18と開口部2との間に設けられる額縁部材8が嵌合されていることを特徴とするものである。

このような本発明によれば、額縁部材の引っ張り寸法を調整できるので、引き戸と開口部枠との隙間を少なくすることができる。

【0009】

請求項3に記載の発明は、図面を参照して説明すると、図7に示すように、請求項1記載の建物の引き戸枠において、前記開口部枠5における左右の縦枠6の壁面側側面には縦溝6Aが形成され、これらの縦溝6Aのうち前記引き戸18側の縦溝6Aの一つには、前記引き戸18の所定以上の移動を防止するストッパ部材31が嵌合され、このストッパ部材31は、前記引き戸18の開閉方向端面が当接する戸当たり部32を有するとともに、引き戸18より外側に突出していることを特徴とするものである。

このような本発明によれば、引き戸はストッパ部材に当接するのでそれ以上の移動が防止され、引き戸用上枠から外れることがない。

また、ストッパ部材が縦枠の縦溝に嵌合して固定されるので、取り付けが容易であるとともに、部材の兼用が可能となって、ストッパ部材を取り付ける部材が不要となる。

【0010】

請求項4に記載の発明は、図3に示すように、請求項1ないし請求項3のいずれかに記載の建物の引き戸枠において、前記引き戸用上枠15には前記引き戸18を吊り下げ支持する吊り部材11が組み込まれていることを特徴とするものである。

このような本発明によれば、引き戸が吊り下げ支持されているので、開閉がスムーズであるとともに、下枠を設けなくてすみ施工が容易である。

【0011】

請求項5に記載の発明は、図2に示すように、請求項1ないし請求項4のいずれかに記載

10

20

30

40

50

の建物の引き戸枠において、前記引き戸 18 は、前記開口部 2 の幅より広い幅寸法に形成され、その幅方向両端は前記開口部 2 の両側の壁面に被さることを特徴とするものである。

このような本発明によれば、開口部の多少の変動に対応できるので、開口部の種類に合わせてその都度引き戸を形成しなくてもよい。

また、リフォームに際して、従来開き戸だったものを引き戸に変更し、物入れ等にする場合に、容易に対応できる。

【0012】

【発明の実施の形態】

以下に、本発明に係る建物の引き戸枠の実施形態を、図面に基づいて説明する。

図 1 ~ 図 3 には、第 1 実施形態の建物の引き戸枠 10 が示されている。この建物の引き戸枠 10 は、建物の新築時あるいはリフォーム時に、建物の壁 1 に形成された開口部 2 に引き戸 18 を設けるために用いられるものであり、開口部枠 5 と引き戸用上枠 15 とを備えて構成されている。

このような建物の引き戸枠 10 は、開口部 2 の例えば外側（図 1 中手前側）に設けられている。そして、開口部 2 の内側（図 1 中向こう側）は、例えば収納室となっている。

【0013】

図 2, 3 に示すように、開口部枠 5 は、開口部 2 の縁部を被って設けられ、開口部 2 の縦の縁部を被う左右の縦枠 6 と、これらの縦枠 6 の上端間にわたって設けられ開口部 2 の上部の縁部を被う上枠 7 と、これらの縦枠 6、および上枠 7 の周囲を被う額縁部材 8 とを含んで形成されている。

上枠 7 の外側および内側の側面には、上枠 7 の長手方向に沿って所定幅の水平溝 7B が形成されている。また、左右の縦枠 6 の外側および内側の側面には、当該縦枠 6 の上下方向に沿って所定幅の縦溝 6A が形成されている。

【0014】

額縁部材 8 は断面 L 字状に形成されており、上枠 7 においては L 字状の一辺が水平溝 7B に嵌合するとともに、他の一辺が開口部 2 の上部縁部に覆い被さって取り付けられ、左右の縦枠 6 においては L 字状の一辺が縦溝 6A に嵌合するとともに、他の一辺が開口部 2 の側部縁部に覆い被さって取り付けられている。これにより、開口部 2 の縁部周囲が額縁部材 8 で被われ、縁部の施工部が直接表れなくなり、見映えがよくなっている。

【0015】

壁 1 の開口部 2 の外側には、当該開口部 2 の幅より広い寸法に形成され、前述のように、建物の引き戸枠 10 を構成する引き戸用上枠 15 が設けられている。この引き戸用上枠 15 は、上枠本体 16 と前面枠 17 とを含んで形成され、上枠本体 16 の前記開口部枠 5 側の一側面には、当該上枠本体 16 の下面と連続する突出部 16A が上枠本体 16 の長手方向にわたって設けられている。この突出部 16A は、前記上枠 7 の水平溝 7B に嵌合するとともに、上枠本体 16 の開口部 2 側側面は、壁 1 の外側面に当接されている。

【0016】

また、上枠本体 16 の前面には前記前面枠 17 が設けられており、この前面枠 17 は、上枠本体 16 の厚さより所定寸法長い幅寸法に形成されるとともに、下部一部を上枠本体 16 の下面から下方に突出させて取り付けられている。そして、この突出した部分により、後に詳細を述べる引き戸 18 の吊り部材 11 が隠されるようになっている。

【0017】

このような引き戸用上枠 15 の上枠本体 16 の下面には、当該上枠本体 16 の長手方向に沿ってレール溝 16B が形成されている。このレール溝 16B には、前記吊り部材 11 が抜けないように設けられている。

引き戸 18 は、図 1 に示すように、引き戸用上枠 15 に開閉自在に設けられ、閉じたとき開口部 2 の前面を覆えるようになっている。すなわち、この引き戸 18 は、図 2 に示すように、開口部 2 の幅より広い幅寸法に形成され、かつ幅方向両端が開口部 2 の両側の壁面に被さるように設けられ、引き戸 18 を閉じたとき、開口部 2 を完全に覆えるようになっ

10

20

30

40

50

ている。

【0018】

引き戸18は、前述のように、引き戸用上枠15の上枠本体16に吊り下げられて設けられている。すなわち、図3に示すように、引き戸18の上端面には、前記吊り部材11が幅方向に所定間隔で複数個（例えば、両端の2個または3個）取り付けられており、この吊り部材11はローラ状に形成されている。また、吊り部材11は、前記上枠本体16の下面に形成されている前記レール溝16Bにそこから抜けないように係合している。

【0019】

また、引き戸18の下面にはレール部材12が設けられ、このレール部材12は、床面3に敷設された敷居13のガイド部材14にガイドされている。レール部材12は、例えば丸棒、板部材で形成され、ガイド部材14にスライド自在に挿入される大きさとなっている。しかし、レール部材12は引き戸18の全幅にわたるレール状部材で形成してもよい。

10

【0020】

このような第1実施形態によれば、引き戸18を閉じれば狭い幅の開口部2が塞がれ、引き戸18を開ければ開口部2が現れる。引き戸18の開閉は、レール溝16Bと吊り部材11との係合によりスムーズに行われる。

【0021】

このような第1実施形態によれば、次のような効果がある。

(1) 引き戸用上枠15の上枠本体16の取り付けは、上枠本体16の突出部16Aを、開口部枠5の上枠7側面の水平溝7Bに嵌合させるだけで固定できるので、水平度や上下方向の位置等をその都度確かめる必要がなくて引き戸用上枠15の位置決めが容易である。その上、壁1に釘打ちするなど、壁1への取り付け作業が不要となる。

20

【0022】

(2) 引き戸用上枠15の取り付けを、上枠本体16の突出部16Aを、開口部枠5の上枠7側面の水平溝7Bに嵌合させて行えるので、開口部枠5を利用することができ、部品を兼用することができる。

(3) 左右の縦枠6の壁面側側面には縦溝6Aが形成され、これらの縦溝6Aに、引き戸18と開口部2との間に設けられる額縁部材8が嵌合されているので、額縁部材8の引っ張り寸法を調整することで、引き戸18と開口部枠5との隙間を少なくすることができる。

30

【0023】

(4) 引き戸18が吊り部材11で支持されるとともに、上枠本体16のレール溝16Bに係合しているため、開閉をスムーズに行うことができる。

(5) 建物の引き戸枠10が、開口部枠5と引き戸用上枠15とを主に構成されているので、構造が簡単で、部品点数も少なくすむ。

(6) 引き戸18が開口部2の幅より広い幅寸法に形成され、その幅方向両端が開口部2の両側の壁面に被さっているため、開口部2の多少の変動に対応でき、開口部2の種類に合わせてその都度引き戸18を形成しなくてもよい。

【0024】

図4, 5には、本発明の第2実施形態が示されている。

この実施形態の建物の引き戸枠20は、例えば前記第1実施形態の開口部2のほぼ2倍の幅となった開口部2Aを、両開きとなった2枚の引き戸18で遮蔽できるようにしたものである。なお、この第2実施形態、および次に述べる第3～第5実施形態において、前記第1実施形態で使用した部材と同一部材には同一符号を付し、その詳細な説明は簡略化する。

【0025】

建物の引き戸枠20は、開口部枠5Aと引き戸用上枠25とを備えて構成されている。

開口部枠5Aは、前記左右の縦枠6とこれらの縦枠6の上端間に架けわたされた上枠7Aを含み構成されている。この開口部枠5Aは、上枠7Aの長さのみが、第1実施形態の開

40

50

口部枠5の上枠7より長く形成されているが、縦枠6、上枠7Aの構成は、図3で説明した第1実施形態の縦枠6と上枠7との構成とほぼ同じである。

【0026】

このような開口部2Aに対して、建物の引き戸枠20を構成する引き戸用上枠25も第1実施形態の引き戸用上枠15のほぼ2倍に形成されているが、構成および取り付けは、第1実施形態の引き戸用上枠15とほぼ同じである。引き戸用上枠25は、上枠本体26と前面枠27とを備えて構成されている。上枠本体26は、前記上枠本体16の突出部16Aと同じように突出部(図略)を有し、また、上枠7Aには水平溝(図略)が形成されており、上枠本体26の突出部を上枠7Aの水平溝に嵌合させて取り付けられている。上枠本体26の下面にも前記レール溝16Bと同じようなレール溝(図略)が形成されている。また、敷居23も長さが長くなっただけで、構成は第1実施形態の敷居13と同じであり、敷居23にはガイド部材24が設けられている。

10

【0027】

このような第2実施形態によれば、2枚の引き戸18をそれぞれ閉じれば、広い幅の開口部2Aが塞がれ、引き戸18を左右に開ければ、広い幅の開口部2Aが現れる。引き戸18の開閉時は、レール16Bと吊り部材11との係合により開閉がスムーズに行われる。

【0028】

このような第2実施形態によれば、前記(1)～(6)とほぼ同様の効果の他、次のような効果が得られる。

(7) 広い開口部2Aを2枚の引き戸18で容易に遮蔽することができる。

20

【0029】

図6～図8には、本発明の第3実施形態が示されている。

この実施形態の建物の引き戸枠30は、前記開口部2の前方3方を囲う構成となっており、前記開口部枠5と、前記引き戸用上枠15と、この引き戸用上枠15の両端にそれぞれ設けられたストッパ部材である第1縦枠31および第2縦枠35とを備えて構成されている。

【0030】

第1縦枠31は、図7に示すように、引き戸18を受ける戸当たり部である受部材32と、この受部材32に設けられた裏部材33と、これらの受部材32と裏部材33との外側に被せられた前面枠34とを備えて構成されている。

30

受部材32は、開口部枠5を構成する左右の縦枠6のうち、一方の縦枠6の縦溝6Aに嵌め込まれて上下に延び、かつ壁1から外側に突出して設けられている。また、裏部材33は受部材32と一体的に設けられるとともに、裏部材33の一端部が壁面に当接されている。

【0031】

第2縦枠35は、引き戸18を受ける戸当たり部である受部材36と、この受部材36に設けられた裏部材37と、これらの受部材36と裏部材37との外側に被せられた前面枠38とを備えて構成されている。

受部材36は、断面L字形に形成されており、壁1の前記開口部2から横方向に所定距離(少なくとも引き戸18の幅寸法)離れた位置に設けられ、例えば釘39等によって壁1に取り付けられている。また、裏部材37は受部材36と一体的に設けられるとともに、裏部材37の一端部が壁面に当接されている。

40

【0032】

なお、第1縦枠31の前面枠34と第2縦枠35の前面枠38とは勝手違いに形成されており、これらの前面枠34、38と、前記引き戸用上枠15の前面枠17とは前面が同一平面となって連続している。

また、引き戸用上枠15と開口部枠5との取り付け構造、および引き戸18の取り付け構造等は、図8に示すように、前記第1、第2実施形態とほぼ同じであるため、詳しい説明は省略する。

【0033】

50

このような第3実施形態によれば、2枚の引き戸18をそれぞれ閉じれば、狭い幅の開口部2が塞がれ、引き戸18を左右に開ければ、開口部2Aが現れる。引き戸18の開閉時は、レール16Bと吊り部材11との係合により開閉がスムーズに行われる。

【0034】

このような第3実施形態によれば、前記(1)~(4)および(6)、(7)とほぼ同様の効果の他、次のような効果が得られる。

(8) 建物の引き戸枠30は、第1縦枠31と第2縦枠35とを備え、引き戸18は、開閉時に、第1縦枠31の受部材32と第2縦枠35の受部材36とに当接するのでそれ以上の移動が防止され、引き戸用上枠15から外れることがない。

(9) 第1縦枠31の取り付けは、受部材32を、開口部枠5における1つの縦枠6の縦溝6Aに嵌合させて行えるので、取り付けが容易であるとともに、部材の兼用を図ることができ、受部材32を取り付けるための部材が不要となる。 10

【0035】

図9, 10には、本発明の第4実施形態が示されている。

この実施形態の建物の引き戸枠40は、幅の広い前記開口部2Aの前方3方を囲う構成となっており、前記開口部枠5Aと、前記引き戸用上枠25と、この引き戸用上枠25の両端にそれぞれ設けられたストッパ部材としての第1縦枠41および前記第2縦枠35とを備えて構成されている。

【0036】

第1縦枠41は、図10に示すように、引き戸18を受ける戸当たり部である受部材42と、この受部材42に設けられた裏部材43と、これらの受部材42と裏部材43との外側に被せられた前面枠44とを備えて構成されている。 20

受部材42は、断面L字形に形成されており、壁1の前記開口部2から横方向に所定距離(少なくとも引き戸18の幅寸法)離れた位置に設けられ、例えば釘39等によって壁1に取り付けられている。

【0037】

なお、第1縦枠41の前面枠44と第2縦枠35の前面枠38とは勝手違いに形成されており、これらの前面枠44, 38と、前記引き戸用上枠25の前面枠27(図9参照)とは前面が同一平面となって連続している。

また、引き戸用上枠25と開口部枠5Aとの取り付け構造、および引き戸18の取り付け構造等は、前記第1~第3実施形態とほぼ同じであるため、詳しい説明は省略する。 30

【0038】

このような第4実施形態によれば、2枚の引き戸18をそれぞれ閉じれば、広い幅の開口部2Aが塞がれ、引き戸18を左右に開ければ、広い幅の開口部2Aが現れる。引き戸18の開閉時は、レール16Bと吊り部材11との係合により開閉がスムーズに行われる。

【0039】

このような第4実施形態によれば、前記(1)~(4)および(6)~(9)とほぼ同様の効果の他、次のような効果が得られる。

(10) 幅の広い開口部2Aを、2枚の引き戸18で容易に遮蔽できる。

【0040】

図11, 12には、本発明の第5実施形態が示されている。 40

この実施形態の建物の引き戸枠50は、幅の広い前記開口部2Aの前方3方を囲う構成となっており、前記開口部枠5Aと、引き戸用上枠55と、この引き戸用上枠55の両端にそれぞれ設けられたストッパ部材である第1縦枠61および第2縦枠65とを備えて構成されている。そして、建物の引き戸枠50には、2枚の前記引き戸18が、それぞれ一方側に寄せられる引き違い方式で設けられている。

【0041】

引き戸用上枠55は、上枠本体56と前面枠56とを含んで形成され、上枠本体56の前記開口部枠5A側の一側面には、当該上枠本体56の下面と連続する突出部56Aが上枠本体56の長手方向にわたって設けられている。この突出部56Aは、前記上枠7Aの水 50

平溝 7 B に嵌合するとともに、上枠本体 5 6 の開口部 2 A 側側面は、壁 1 の外側面に当接されている。

引き戸用上枠 5 5 の上枠本体 5 6 の下面には、当該上枠本体 5 6 の長手方向に沿って 2 列のレール溝 5 6 B が形成されている。これらのレール溝 5 6 B には、それぞれ 2 枚の引き戸 1 8 の吊り部材 1 1 が抜けないように設けられている。

【 0 0 4 2 】

第 1 縦枠 6 1 は、第 4 実施形態の第 1 縦枠 3 1 とほぼ同様の構成とされ、戸当たり部である受部材 6 2 と、この受部材 6 2 に設けられた裏部材 6 3 と、これらの受部材 6 2 と裏部材 6 3 との外側に被せられた前面枠 6 4 とを備えて構成されている。受部材 6 2 と裏部材 6 3 とは、2 枚の引き戸 1 8 が引き違い方式で開閉されるため、前記第 4 実施形態の第 1 縦枠 3 1 に比べて壁 1 からの突出寸法が大きくなっている。そして、第 1 縦枠 6 1 は、2 枚の引き戸 1 8 が片側に開かれたとき、開口部 2 A に被さらないような位置に設けられている。

10

【 0 0 4 3 】

第 2 縦枠 6 5 は、戸当たり部である受部材 6 6 と裏部材 6 7 と前面枠 6 8 とを備えて構成されている。この第 2 縦枠 6 5 の受部材 6 6 は、開口部枠 5 A を構成する左右の縦枠 6 のうち、一方の縦枠 6 の縦溝 6 A に嵌め込まれて上下に延び、かつ壁 1 から外側に突出して設けられている。

また、2 枚の引き戸 1 8 の下面には、それぞれレール部材 1 2 が設けられ、これらのレール部材 1 2 は、床面 3 に敷設された敷居 5 3 のガイド部材 5 4 にガイドされている。敷居 5 3 は 2 枚の引き戸 1 8 を引き違い方式でガイドできる幅寸法に形成されている。

20

【 0 0 4 4 】

このような第 5 実施形態によれば、2 枚の引き戸 1 8 を順に閉じれば、広い幅の開口部 2 A が塞がれ、引き戸 1 8 を開ければ、広い幅の開口部 2 A が現れる。引き戸 1 8 の開閉時は、レール 5 6 B と吊り部材 1 1 との係合により開閉がスムーズに行われる。

【 0 0 4 5 】

このような第 5 実施形態によれば、前記 (1) ~ (4) および (6) ~ (9) とほぼ同様の効果の他、

(1 1) 幅の広い開口部 2 A を、2 枚の引き戸 1 8 を引き違い方式で開閉できるので、開口部 2 A に対して、第 1 縦枠 6 1 と第 2 縦枠 6 5 との間隔を短くすることができ、前記第 2、第 4 実施形態に比べて引き戸用上枠 5 5 が短くてすみ、材料の節約ができる。

30

【 0 0 4 6 】

なお、本発明は前記各実施形態に限定されるものではなく、本発明の目的を達成できるものであれば、次のような変形形態でもよいものである。

例えば、前記第 1、第 3 実施形態では、引き戸 1 8 を右側に開くように構成したが、開閉方向はこれに限定されず、左側に開くようにしてもよく、間取りの状況に応じて任意である。

【 0 0 4 7 】

また、前記各実施形態では、上枠本体 1 6 , 5 6 の下面にレール溝 1 6 B , 5 6 B を形成するとともに、引き戸 1 8 側に吊り部材 1 1 を設け、両者 1 6 B , 5 6 B 、 1 1 の係合により吊り下げ支持しているが、これに限らず、両者 1 6 B , 5 6 B 、 1 1 を逆にして、つまり、上枠本体 1 6 , 5 6 の下面に吊り部材を設け、引き戸 1 8 側にレール溝を形成してもよい。このようにしても、引き戸 1 8 のスムーズな開閉が可能となる。

40

【 0 0 4 8 】

さらに、前記各実施形態では、上枠本体 1 6 , 5 6 の下方に引き戸 1 8 をガイドする敷居 1 3 , 5 3 を、床面 3 上に設けたが、床面 3 に埋め込んで設けてもよい。このようにすると、床面 3 に出っ張りがなくなるので、開口部 2、2 A の内側の例えば収納室内に転がして納めるような物を容易に納めることができる。

また、前記各実施形態では、上枠本体 1 6 , 5 6 の下方に引き戸 1 8 をガイドする敷居 1 3 , 5 3 設けたが、この敷居 1 3 , 5 3 は設けず、引き戸 1 8 が完全に吊り部材 1 1 だけ

50

で支持されるようにしてもよい。

【0049】

【発明の効果】

以上に説明したように、請求項1の発明によれば、開口部枠の上枠側面の水平溝に突出部を嵌合させるだけで引き戸用上枠を固定できるので、水平度や上下方向の位置等をその都度確かめる必要がなくて引き戸用上枠の位置決めが容易である。

また、引き戸用上枠の突出部を水平溝に嵌合させ、かつ壁の外側に設けたので、壁に釘打ちするなど、壁への取り付け作業が不要となる。

【0050】

請求項2に記載の発明によれば、額縁部材の引っ張り寸法を調整できるので、引き戸と開口部枠との隙間を少なくすることができる。 10

【0051】

請求項3に記載の発明によれば、引き戸はストッパ部材に当接するのでそれ以上の移動が防止され、引き戸用上枠から外れることがない。

また、ストッパ部材が縦枠の縦溝に嵌合して固定されるので、取り付けが容易であるとともに、部材の兼用が可能となって、ストッパ部材を取り付ける部材が不要となる。

【0052】

請求項4に記載の発明によれば、引き戸が吊り下げ支持されているので、開閉がスムーズであるとともに、下枠を設けなくてすみ施工が容易である。

【0053】

請求項5に記載の発明によれば、引き戸が開口部の幅より広い幅寸法に形成され、その幅方向両端は開口部の両側の壁面に被さっているので、開口部の多少の変動に対応でき、開口部の種類に合わせてその都度引き戸を形成しなくてもよい。また、リフォームに際して、従来引き戸だったものを引き戸に変更し、物入れ等にする場合に、容易に対応できる。 20

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る建物の引き戸枠の第1実施形態を示す全体斜視図である。

【図2】前記第1実施形態の建物の引き戸枠を示す平断面図である。

【図3】前記第1実施形態の建物の引き戸枠を示す縦断面図である。

【図4】本発明に係る建物の引き戸枠の第2実施形態を示す全体斜視図である。

【図5】前記第2実施形態の建物の引き戸枠を示す平断面図である。 30

【図6】本発明に係る建物の引き戸枠の第3実施形態を示す全体斜視図である。

【図7】前記第3実施形態の建物の引き戸枠を示す平断面図である。

【図8】前記第3実施形態の建物の引き戸枠を示す縦断面図である。

【図9】本発明に係る建物の引き戸枠の第4実施形態を示す全体斜視図である。

【図10】前記第4実施形態の建物の引き戸枠を示す平断面図である。

【図11】本発明に係る建物の引き戸枠の第5実施形態を示す平断面図である。

【図12】前記第5実施形態の建物の引き戸枠を示す縦断面図である。

【符号の説明】

1 壁

2, 2A 開口部 40

5, 5A 開口部枠

6 縦枠

7 上枠

7B 水平溝

8 額縁部材

10, 20, 30, 40, 50 建物の引き戸枠

11 吊り部材

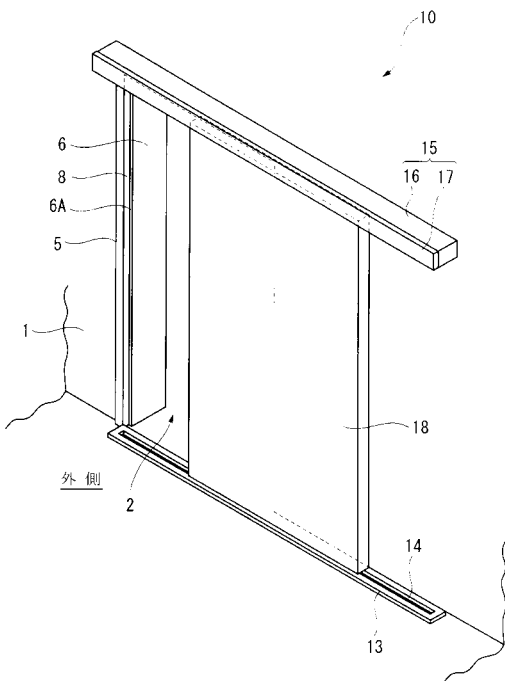
15, 25, 55 引き戸用上枠

18 引き戸

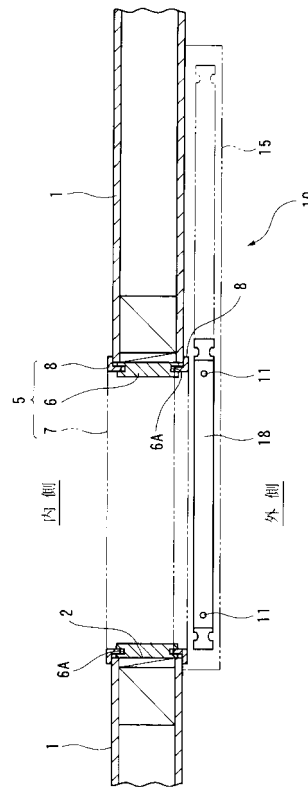
31, 41, 61 ストッパ部材である第1縦枠 50

- 3 2 , 4 2 , 6 2 戸当たり部である受部材
- 3 6 , 6 6 戸当たり部である受部材
- 6 1 , 6 5 ストッパ部材である第 2 縦枠

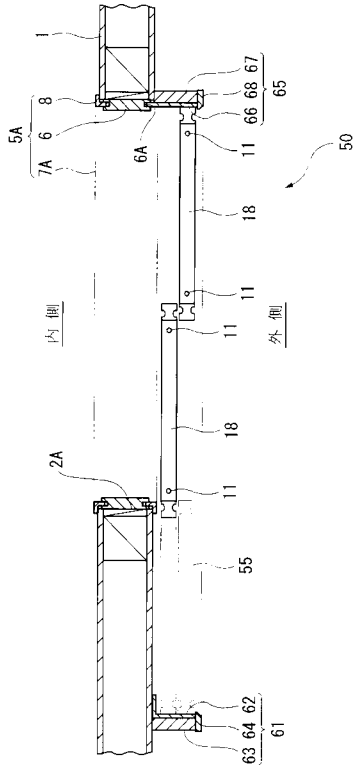
【 図 1 】



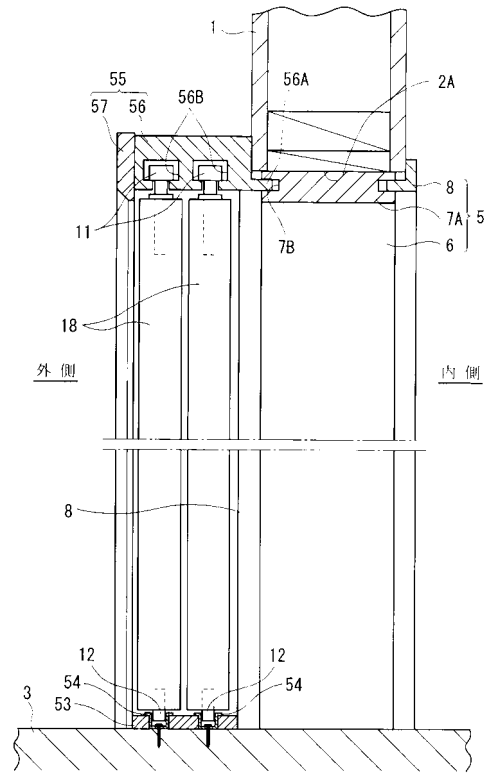
【 図 2 】



【図 1 1】



【図 1 2】



フロントページの続き

Fターム(参考) 2E014 AA02 FA04 FB01 FB02 FB07 FB11